

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からはB所在の会社C事業部（以下「事業部」という。）に所属し、システムエンジニアとしてシステム関係の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「軽症うつ病エピソード」と診断されて療養していたところ、平成〇年〇月頃、上司や同僚からのいじめや嫌がらせにより、当該精神障害が悪化したという。

請求人は、精神障害が悪化したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害の悪化は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病していた精神障害が悪化したのは業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無やその時期等について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の意見を踏まえた上で、請求人は、ICD-10診断ガイドラインに照らし、平成〇年〇月頃に、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと判断され、その後、平成〇年〇月頃から受診頻度が増え、同年〇月頃から投薬量が増えたことから、同年〇月頃に、請求人の病状は悪化したものと判断する旨の意見を述べており、請求人の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、「今回、労災請求を行ったのは、平成〇年〇月頃、精神障害の症状が悪化したためである。精神障害を発病したことについて労災請求するものではない。」旨述べているところ、悪化した理由について、「嫌がらせ・いじめを受けた」ためであると主張するとともに、業務による心理的負荷となる具体的な出来事として、①平成〇年〇月〇日に事業部に異動し、苦手な電話による対人業務に就かされたこと、②同年〇月〇日Fセンターに異動したが、隣席に座っている同僚が机と机の間に書類でバリケードを作り、隔離されたような状態

にされたこと、③平成〇年〇月〇日、自席での居眠りや私用電話について、上司からメールで指摘されたこと、④平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの人事評価で最低ランクと評価されたこと、⑤平成〇年〇月〇日、障害者週間に当たっての連絡という名目で、1時間にわたり障害者を追い出すための材料探しのための質問をされたこと、⑥同月〇日、〇日における勤務態様に関する会社の対応に精神的ダメージを受けたこと、⑦平成〇年〇月〇日、前日の退勤途中に他社社員から受けた暴行の事実を上司に報告したにもかかわらず、信用されなかったことなどを主張している。

(4) 認定基準によると、精神障害の悪化については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」に該当する出来事（以下「特別な出来事」という。）があり、その後おおむね6か月以内に当該疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと認められる場合は、特別な出来事による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うこととされている。

(5) 請求人の本件疾病については、上記(1)でみたとおり、平成〇年〇月頃はその症状は悪化したものと認められることから、請求人が主張する本件疾病の悪化原因について検討すると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する上記(3)の①から⑦までの出来事は、いずれも「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う」など心理的負荷が極度のものであるとは認められず、特別な出来事には該当しないものと判断する。

また、監督署長が認定した請求人の時間外労働時間をみても、悪化直前の1か月間におおむね160時間を超えるような極度の長時間労働は認められず、さらに、一件記録を精査しても、請求人の主張する「嫌がらせ・いじめ」以外の業務に係る出来事についても、特別な出来事に該当する出来事は認められない。

(6) 以上からすると、請求人が主張する本件疾病の悪化と業務との間に相当因果関係があるとはいえず、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病の悪化は、業務上の事由によるも

のとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。